**平成２６年（フ）第１３５３号**
横浜市戸塚区上矢部町3183番地９　竹谷ハイツⅡ－102号
破産者　菅野　一雄
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１３５４号**
横浜市戸塚区上矢部町3183番地９　竹谷ハイツⅡ－102号
破産者　菅野　久子
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１６２６号**
相模原市南区上鶴間４－５－15　シャトルシブヤ101号室、住民票上の住所横浜市青葉区青葉台２丁目５番地10　フォーリア・ヴェルデ702
破産者　森　　賢治
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３４６号**
川崎市川崎区堤根40番地　理健コーポ201
破産者　齋田　篤志
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第１０２１号**
愛知県長久手市五合池1911番地　21ビル305号、従前の住所岐阜県土岐市妻木町2691番地の３
破産者　古田　啓吾
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２８号**
滋賀県長浜市一の宮町１番30号
破産者　川村　　博
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２５年（フ）第４７７号**
大阪府大阪市東成区深江北１丁目９番17号サンヴェール深江橋1105号、前住所大阪府大阪市城東区諏訪２丁目９番15号
破産者　北野　信好
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３４９号**
大阪府和泉市上町437番地の１－815
破産者　中島百合子
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第１７０号**
神戸市北区西山１丁目29番地の１、従前の住所神戸市北区有野中町３丁目19番３－413号
破産者　ワーズワース☆コミュニケーションズこと　林　　知章
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２１８号**
兵庫県明石市硯町２丁目５番３－504号
破産者　久保田雅彦
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第３３１号**
兵庫県高砂市荒井町小松原４丁目65番地の１
破産者　木下　敏子
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第３３２号**
兵庫県高砂市荒井町小松原４丁目65番地の１
破産者　木下　昌夫
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第３７８号**
兵庫県姫路市飾東町庄178番地８
破産者　高坂千津子
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３２号**
兵庫県朝来市石田678番地
破産者　池野　正幸
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２６年（フ）第２６７号**
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ17－206号
破産者　岡田　千春
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第６０号**
島根県大田市温泉津町小浜イ1109番地16
破産者　浅田　里美
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

**平成２３年（フ）第１６６号**
山口県山陽小野田市中川３丁目８番７号　みのり荘３号、開始決定時の住所山口県山陽小野田市稲荷町５番17号
破産者　町田　光男
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２６年（フ）第４０号**
熊本県玉名市中1612番地１
破産者　村田　　強
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２６年（フ）第２２号**
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野324番地
破産者　須藤　智也
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部